

一般社団法人 日本飼料用米振興協会
2018年度 第5回 理事会 議事録

会 議 : 一般社団法人 日本飼料用米振興協会 第5回 理事会
日 時 : 2018年10月5日(金) 15:00~17:00
会 場 : 日本飼料用米振興協会・本部会議室
〒164-0013 東京都中野区弥生町1-17-3
出席理事 : 理事7名 / 8名
海老澤、信岡、木村、若狭、加藤、遠藤(代理:前田)、阿部(代理:多田井)
出席監事 : 監事1名 / 1名 岩野
欠席理事 : 理事1名 / 8名 遠藤(代理:前田)、谷井、
事務局出席 :

I 第4回理事会 議事録の確認をしました。

II 第5回理事会 審議を次の通り行いました。

II-1. 活動報告

9月25日~27日の間、産地視察を行いました。

飼料用米 九州(大分県、福岡県)、山口県の産地視察(生産・保管・流通・利用)を実施。

参加者

海老澤 恵子	中野区消団連 副会長 (JFRA理事長)
信岡 誠治	有識者 前・東京農業大学農学部教授 (JFRA理事)
木村 友二郎	木徳神糧株式会社 顧問 (JFRA理事)
多田井 友揮	昭和産業株式会社 飼料畜産部 担当
岩野 千草	中野区消団連 事務局 (JFRA監事)
若狭 良治	NPO未来舎 副理事長 (JFRA理事・事務局長)

訪問先

25日(火)	大分県 鈴木養鶏場	代表取締役会長 代表取締役社長 生産農家	鈴木 明久 様 鈴木 智久 様 佐藤 省三 様(大分県日出町)
26日(水)	午前 福岡県 緑の農園「平飼の卵:つまんでご卵(らん)」		専務取締役 早瀬 憲一 様
	午後 福岡県 JA北九州くみあい飼料	代表取締役	谷 清司 様
	JA北九州ファーム	代表取締役	稗田 直輝 様
	JAうすきたまごファーム	代表取締役	佐藤 正平 様
27日(木)	午前・午後 山口県 秋川牧園	代表取締役会長 代表取締役社長 生産部次長 生産農家	秋川 実 様 秋川 正 様 村田 洋 様 海地 博志 様(山口市陶)

内容については、J-FRA ホームページ 「社員・賛助会員」のページに掲載しました。

<http://www.j-fra.or.jp/productsindex2021.html>

視察日程

1日目: 9月25日(火): 日本航空JAL663便 羽田空港 9:45 発一大分空港 11:25 着
空港着、レンタカーで、日出町の鈴木養鶏場(すずらん食品館2Fで飼料米への取組の概要の説明)、
飼料米を使った鶏卵や加工品の販売状況、飼料米の生産や集荷の取り組みをヒアリング。
飼料米の保管サイロの視察を行い、近くの飼料米の生産圃場を視察した。

鈴木養鶏場の視察後、福岡のホテルに移動
宿泊ホテル：ホテルエクレール博多（ビジネスホテル）他

2日目：9月26日（水）

午前中、糸島市志摩桜井4767 緑の農園「つまんでご卵」を訪問、平飼い農園を視察、説明を受けた。
米飼料は特に強調せず、鶏の飼育環境を鶏を中心にして飼育。結果として優良な鶏卵と鶏肉が得られるという考え方で進めていました。

天神で昼食

J A北九州くみあい飼料本社会議室で、（中央区那の津5丁目3番1号）

J A北九州くみあい飼料、J A北九州ファーム、J Aうすきたまごファーム
の取り組みについてヒアリング

宿泊ホテル：ホテルクラウンヒルズ小倉

3日目：9月27日（木）

レンタカーで山口県山口市の秋川牧園に移動

本社で概要説明、飼料米サイロや飼料米の生産や家畜への給与状況、販売などについてヒアリング
山口市陶の瀬戸内グループ生産農家（海地博志さん）を訪問。飼料米の圃場の視察。

視察終了後、北九州空港へ移動

日本航空JAL376便 北九州空港 16:30発 羽田空港 18:05着

参加費用関係

レンタカー代（車両レンタル、ガソリン、高速料金）として1人当たり1万円を負担。

土産代（8か所） 合計 24,022円を協会として支出した。

II-2. 活動報告

飼料用米多収日本一表彰事業 賛助金の入金状況。

全国農業協同組合連合会、協同組合日本飼料工業会 各50万円、30万円入金しました。

全国農業協同組合中央会 今月中の入金を確認しました。 200万円。

II-3. 今後の日本農業の行方について意見交換

課題の提起

飼料用米、食料自給率、種子法などをめぐる現在の状況と今後の展望を探る意見交換、パネルディスカッションの開催は可能か？

資料別紙：遺伝子組み換え作物、ゲノム編集、種子法に対する新たな動き、TPPの行方は

審議状況

木村理事が、先に提案した針原寿朗氏（元：農林水産省審議官）は諸般の事由により次の案を代替え提案した。

㈱農林中金総合研究所 主任研究員：協同組合・総合金融分野

提供資料：米政策の推移—米政策大綱からの15年を振り返る—

今後の進め方：今後、農林水産省穀物課、日本生協連、関係組織と調整を行います。

※ 農林水産省穀物課と、10月23日（火） 10:30～11:30に打ち合わせを行います。

※ 担当官の交代

農林水産省 政策統括官 穀物課 企画班

課長補佐（班長） 澁上 武士 <takeshi_fuchigami270@maff.go.jp>

農林水産省食料産業局 知的財産課 種苗企画班
課長補佐 小口 悠 (おぐち ゆう)
電話：03-6738-6443 (内4288)
FAX：03-3502-5301
電子メール：yu_oguchi290@maff.go.jp

2018年度 開催計画 (内容を下記をベースに企画を加えていきます。)

開催日時：11月28日(水) 13:00~17:00 (13:30~16:30)
会場：食糧会館 (東京都中央区日本橋小伝馬町15-15)
主 題：コメ政策と飼料用米の今後に関する意見交換会
話題提供：小針美和 (コバリミワ) 主任研究員/農林中金総合研究所/協同組合・組合金融 (調査第一部)

昨年の当日配布資料をご参照ください。

第2回 コメ政策と飼料用米の今後に関する意見交換会の当日発表資料は
下記のアドレスでダウンロードできます。

http://www.j-fra.or.jp/2nd_kome_meeting_policyopinion_discussion_20171115wordtext_without_namelist.pdf

昨年のプログラムは、下記のとおりです。

1. プログラム：

開会挨拶 J-FRA・海老澤恵子理事長の代行 若狭良治 理事・事務局長
基調講演 「農政の課題について」 農水省政策統括官穀物課・小口課長補佐
基調講演 「7,000t 入る巨大ビニールハウス」
(株)木村牧場・木村洋文 代表取締役社長 (青森県・養豚事業者)
意見発表～意見交換：進行役は東京農業大学・信岡誠治 教授 (J-FRA理事)

2. 意見発表を以下の方々にご相談し、アドバイスをいただきました。

コメ卸団体 (全国米穀販売共済協同組合：全米販 加瀬 栄 業務部長
飼料業界 昭和産業株式会社飼料畜産部：多田井 友揮 担当
物流資材 太陽工業(株) 物流システムカンパニー 西村 哲 マーケット部長
*話題提供者から各自5分程度でそれぞれの課題を提起していただきました。
その後参加者全員でのディスカッションを行いました。

3. 課題まとめ～閉会挨拶 (J-FRA 加藤好一副理事長：生活クラブ事業連合生活協同組合連合会 会長)

II-4. シンポジウム2019 の報告者の候補者選考

シンポジウム2019の準備

報告生協の推薦などで日本生活協同組合連合会と調整を行っている。

日本生協連の連帯のあいさつ 常務理事 藤井喜継 様
事業所での発表依頼候補について今後、対象の検討を進める。

下記は今後の検討をする際に参考となる組織の紹介 (当日の理事会では議論していません)

2018.04.03 新たな協同組合連携組織がスタート JJC・JC総研が組織再編

日本協同組合連絡協議会 (JJC) と一般社団法人・JC総研は、
一般社団法人・日本協同組合連携機構 (JCA: Japan Co-operative Alliance) に組織再編し、
4月1日スタートした。
役員体制を強化し、これまでJC総研が培ってきた調査・研究を拡充するとともに、JJCが担ってき

た内外の協同組合間の連携強化などの機能を発展させる

J J Cは、J A、生協、漁協、森林組合、ワーカーズコープ、共済、労金などの協同組合の全国組織 17 団体が加入し、1956 年に発足以来、協同組合相互の連携、海外協同組合との連携活動を行ってきた。一方、J C 総研は、現場に根差した調査・研究の傍ら、J J C の事務局を担ってきた。

J C A は両組織の業務を統一し、各協同組合同士がさらに連携を強化することで、協同組合セクターの目的・意義を明確にして協同組合が地域で果たす役割・機能を広げて行こうというもの。

具体的な事業は、

- (1) 協同組合間連携の推進・支援・広報、
- (2) 持続可能な地域のよりよいくらし・仕事づくりに向けた教育・調査・研究などに取り組む。

新組織の役員は次の通り。

▽代表理事会長＝中家徹（J A 全中会長、非常勤）

▽代表理事副会長＝本田英一（日本生協連代表理事会長、非常勤・新任）

▽代表理事専務＝勝又博三（常勤）

▽常務理事＝谷根雅彦（常勤）

▽同＝菊地登（同）

▽同＝青竹豊（同・新任） 日本生協連組織統括本部長から移動

II-5. その他（次回会議など）

会 議 : 一般社団法人 日本飼料用米振興協会 第6回 理事会
日 時 : 2018年11月 2日(金) 15:00~17:00
会 場 : 本部会議室

〒164-0013 東京都中野区弥生町1-17-3

参考資料（当日配布資料）

参議院 議案情報（主要農作物種子法案 議案立法＝継続審議）

平成30年9月13日現在

第196回国会（常会）

各国会回次ごとに提出された法案等をご覧ください。

議案審議情報

件名	主要農作物種子法案		
種別	法律案（衆法）		
提出回次	196回	提出番号	13
提出日	平成30年4月19日		
衆議院から受領／提出日			
衆議院へ送付／提出日			
先議区分	衆先議		
継続区分			
発議者	後藤祐一君 外8名		
提出者区分	議員発議		
参議院委員会等経過			

本付託日	
付託委員会等	
議決日	
議決・継続結果	
参議院本会議経過	
議決日	
議決	
採決態様	
採決方法	
衆議院委員会等経過	
本付託日	平成 30 年 6 月 5 日
付託委員会等	農林水産委員会
議決日	平成 30 年 7 月 20 日
議決・継続結果	継続審査
衆議院本会議経過	
議決日	平成 30 年 7 月 20 日
議決	継続審査
採決態様	全会一致
採決方法	異議の有無
その他	
公布年月日	
法律番号	
議案等のファイル	
提出法律案のPDFファイルは、こちらでご覧いただけます。 下記	

第一九六回
衆第一三号

主要農作物種子法案

(目的)

第一条 この法律は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「主要農作物」とは、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。

2 この法律で「ほ場審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

(ほ場の指定)

第三条 都道府県は、あらかじめ農林水産大臣が都道府県別及び主要農作物の種類別に定めた種子生産ほ場の面積を超えない範囲内において、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定する。

2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県にその申請をしなければならない。

(審査)

第四条 指定種子生産ほ場の経営者（以下この条及び第六条において「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行う。

4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に、審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が定める。

6 前項の農林水産大臣が定める基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。

7 第四項の規定により審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(ほ場審査証明書等の交付)

第五条 都道府県は、ほ場審査又は生産物審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第五項の都道府県が定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、農林水産省令で定めるほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。

(都道府県の行う勧告等)

第六条 都道府県は、指定種子生産者又は指定種子生産者に主要農作物の種子の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導を行わなければならない。

(原種及び原原種の生産)

第七条 都道府県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。

2 都道府県は、都道府県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。

3 第三条第二項の規定は前項の指定について、第四条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を決定するための試験)

第八条 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業競争力強化支援法の一部改正)

第二条 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号を削る。

(国及び都道府県以外の者の能力の活用)

第三条 国及び都道府県は、国内外の多様な需要に応じた主要農作物の生産の確保に資するため、国及び都道府県以外の者（日本の国籍を有しない人、外国政府及びその代表者並びに外国の法人又は団体（以下この条において「外国人等」という。）並びに法人又は団体であつて外国人等がその代表者であるもの、外国人等がその役員の一以上を占めるもの又は外国人等により直接に占められる議決権の割合と外国人等により外資系日本法人等（外国人等により直接に占められる議決権の割合が農林水産省令で定める割合以上である法人又は団体をいう。）を通じて間接に占められる議決権の割合として農林水産省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の三分の一以上を占めるものを除く。）の能力を活用した主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び普及が図られるよう配慮するものとする。

理事会当日配布資料

遺伝子組み換え作物、ゲノム編集、種子法に対する新たな動き、TPP の行方は

山田 正彦

9月26日 16:12

私達の食の安全についての大切な話です。

遺伝子組み換えによるゲノム編集について、8月7日に環境省は遺伝子組み換え食品でないとの見解を発表いたしました。

ところが、今度は農水省が、北別館の1階消費者室で、ゲノム編集について、落語家を呼んでのイベントを9月28日から始めます。

EUは司法裁判所で、ゲノム編集は司法裁判所で遺伝子組み換えであると判断しているのに。韓国もムンジン大統領になって、試験栽培すら禁止したところですよ。

ここにきて、米国農務省と日本だけがゲノム編集は遺伝子組み換えではないと表明、消費者庁は安全なので国民に周知徹底させるとしています。

こうして政府はモンサント等と組んで、大々的にキャンペーンを始めたのです。

しかも米国では、ラウンドアップ(除草剤)で、癌になったとして、校庭の整備員がモンサントを訴え、裁判所が同社に320億円の支払いを命じた判決が出たばかりです。

このような裁判が米国では8000件も起こされていて、日本経済新聞もモンサントは1兆円の支払いは免れないとして、買収したバイエルの株価が20%も下がったことを報道しています。

遺伝子組み換え作物の除草剤にも使うラウンドアップは、各国では個人の使用を禁止されていて、伊、独、仏国などでは3年後の全面禁止を表明、日本だけは野放し状態です。

FBでも先述したのですが、私が先日御会いしたママズアクロスアメリカのゼンハニカットさんは、これでモンサントも終わりだと述べています。

これで世界は動き出しました。

米国では、発達障害児の出産があまりにも多くなったので、ママ達が小児科医と相談、母乳の検査をしたのです。

結果、驚いたことに、ラウンドアップの主成分グリホサート、ネオニコチノイド等の有害物質が、検出されたのです。

スウェーデンで子供達に2週間完全オーガニック、NonGMOの食事をさせたら、有害な物質が消えた実験結果があります

ゼンハニカットさん等米国のママさん達は動き出したのです。



スーパーで遺伝子組み換えでない、かつオーガニックの粉ミルク、マヨネーズ、野菜等の食材を買い求める運動が、始まったのです。

僅か5年で、FBで先述したように、米国のスーパーには、オーガニック、NonGMOの食材が、溢れるようになって来たのです。

米国だけではなく、EU、ロシア、中国も遺伝子組み換えは反対です。

私の友人が10日前に韓国のロッテのスーパーを覗いたら、そこにもオーガニック、NonGMOのコーナーがあったとして写真を送って来ました。

日本だけが、政府も業界も世界の流れに逆走しています。

米国でもママさん達が5年でできたこと、日本ではこれからです。頑張りましょう！

山田 正彦

10月3日 10:54

イタリアでの「幸せの経済」世界会議、フレンツエの郊外プラトーの修道院跡の施設で2日間に渡り行われました。

かねてから、お目にかかりたいと思っていた代表のヘレナ女史にお会いできました。彼女の話は長い間多国籍の支配と闘って来ただけに、深く感銘を受けました。

明治学院大学辻信一教授の紹介で、私もTPPのこと、それによる種子法廃止、水道民営化の話をさせて頂きました。

ことに種子法が廃止されて、日本では住民が地方議会から種子法に代わる条例を作る運動を始めて、次々に条例ができたこと。

遂に国会でも、種子法廃止撤回法案が審議されていること、地方から政治を変えることができる話は驚かれたようで、メディアからも複数の取材を受けました。

農業については、TPP等自由貿易の弊害はヨーロッパでも同じで、トスカーナの若いオリーブ農家が嘆いていました。

EUになって、スペインから廉価なオリーブ油が入って、次々に廃業、耕作放棄地が増えて、農家も65歳以上がなったと。

ヘレナさんから「少数の多国籍企業、富裕層からの支配を阻止する為に、各国の連携が必要だ」と私にもパートナーになって欲しいと頼まれました。

私にできることがあれば協力したいと一緒にグローバルゼーションに対するローカルゼーションの闘いを誓いました。

大変有意義な国際会議でした。



山田 正彦

9月14日 10:58

前回に引き続きアメリカからの報告です。

米国ではマサチューセッツ工科大学のセネフ博士が、2025年までには生まれてくる子どもの2人に1人が自閉症になる可能性があるとしています。

日本でも既に10分の1が発達障害児(自閉症)と言われています。

私はその原因は、遺伝子組み換え食品とか残留農薬にもあるのではないかと考えています。これまでも皆に安全な食品を食べるように勧めて参りました。

米国でゼン・ハニカットさんにお会いして、アメリカのスーパーを見せていただき、驚きました。

ほとんどの食品がオーガニックまたは NonGMO 食品で、皆が選択できるようになっています。

その状況を前日、12日のFBでの述べましたが、実際に写真で見たいと思います。それぞれにキャプションを付けました。

よろしかったらシェア拡散していただけませんか。

